

(仮称)佐原太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見
文化財	当該開発予定地は、「埋蔵文化財包蔵地分布地図」によれば、現在のところ包蔵地外と判断されるが、工事の際、埋蔵文化財と思われるものが発見された場合には現状を変更することなく速やかに文化課に連絡をすること。

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見
景観	「吾妻連峰」は、市内の至るところから眺望できる市民共有の重要な景観資源である。 そのためにも、視点場を10km圏内に限定せず、福島駅西口、渡利の花見山、主要な幹線道路等を加え、そこからの見え方については、フォトモンタージュ等(景観シミュレーション)を活用し、眺望への影響を詳細に検討するよう求める。 また、地域住民だけではなく広く市民から十分な合意形成が図れるように努めること。
水環境	事業予定地の付近は、湧水を利用した農作物の栽培を手掛けている農家や、地下水を生活用水に利用するなど、事業予定地に涵養した水資源を利用する環境が存在している。 パネルの設置が、地域の水循環に影響を及ぼす可能性について配慮し、必要な調査項目や評価方法について検討すること。
	パネルから落ちた雨水が地面を洗掘して濁水やパネル倒壊の原因となることや、草地とパネルの表面積や構造の違いから単位面積あたりの雨水の保持機能が変化することで起きる影響について懸念している。 降水量に応じた洗掘等によるパネルや基礎杭付近の影響や単位面積あたりの雨水の保持機能の変化による影響について調査し、適切な予測・評価を行い十分な対策を取ること。

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見
大気	<p>方法書p7～p15の3.1.1 1気象の状況にある福島地方気象台(中心市街地)と鷲倉地域気象観測所(市域西部山間部)の観測結果は、降水量、風況には市内の地域間に大きな差があり、事業を実施する予定地において、中心市街地より大きな気象変化があることを推察させるものである。</p> <p>施設の破壊、土砂災害、水害などへの対策は、現地での気象変化に関する情報が必須である。</p> <p>より正確な予測・評価と施設・周辺環境への影響を低減するため、現地での降水量、風況について、より高い頻度での調査を実施するよう、調査手法の検討を求める。</p>
水環境	<p>対象事業実施区域周辺における生活用水の確保状況について把握するとともに、これらに係る当該事業の実施による影響について、調査・予測・評価の必要性を検討し、検討結果を準備書に記載すること。</p>
水環境 土壌に係る環境 その他の環境	<p>当該事業予定地は、農地として利用していたところに雨水により営農に労苦があったとのことで、地域より水害や土砂災害などを心配する声が寄せられている。</p> <p>また、近年、各地で想定を超える局地的な降雨や台風による災害が発生している現状から、工事中または供用開始後に雨水による当該地・下流域での崩落・土砂堆積・洗掘・溢水などの水害や土砂災害による被害が懸念される。</p> <p>現在の当該事業予定地への降雨時の影響について、降水量に対する影響(一例として当該地が保有している雨水の調整機能について、降水量と流下量の関係についてモデル化し、実際の調査結果と比較する。)を調査項目に選定し、調査の上、適切な予測(豪雨時の予測、事業(施工・供用)の前後での降雨に対する流況の変化)、評価を行い十分な対策(調整池・沈砂池等の設置・土砂災害防止・管理計画)を検討し準備書・評価書に反映すること。</p> <p>また、調査対策にあたっては、地元関係者、関係機関へ十分な説明と協議を行い地域住民の不安解消に努めること。</p>

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見
総括的事項	<p>将来的に発電事業を終了するような事態になった場合、その後の発電施設の扱い、土地の現状復旧の方法や、復旧方法を実施する上での地域との合意形成の考え方、復旧後の確認調査・再対策の考え方などを準備書、評価書に記載すること。</p>
	<p>事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p>
	<p>事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。</p>

3 防災上の意見、指導、その他協議すべき事項

その他	福島市の意見
<p>防災上の意見・協議・指導事項について</p>	<p>太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となりますが、付属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形の変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議をすること。</p>
	<p>開発予定地については、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定がされているので、農山漁村再生可能エネルギー法の適用対象地域外となります。農山漁村再生可能エネルギー法の適用を計画するのであれば、事業計画を変更するか、あるいは農振除外について農業振興室と協議をすること。</p>
	<p>当該施設の火災危険性には、落雷などの自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火があります。 極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。</p>
	<p>ソーラーパネル火災は、消防活動上感電事故の二次災害の危険性があることから、メンテナンス委託業者が有事の際現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。(遮光シートの準備等)</p>
	<p>排水計画について、災害防止対策も含めて協議すること。 土砂災害防止法で指定されていないが、すでに福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所があるので、その位置を確認し本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・法定外公共物(水路)上にソーラーパネル等の構造物を設置しないこと。 ・法定外公共物(水路)上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。 ・法定外公共物(水路)等の改修を行う場合には協議すること。 ・法定外公共物(水路)の境界については、工事着手前に確定すること。

方法書の記載事項	福島市の意見
防災上の意見・協議・指導事項について	<p>方法書 P124に「実施区域及びその周囲では、農業用水による河川の利用はない」との記載があるが、事業区域の西側国立公園内には耕作者がいる。また隣接してソーラーシェアリング事業を計画している事業者がおり、作物品種の相談を受けている。河川・排水側溝の利用は共同となると思うので、当事務局に見解を示すこと。</p>
	<p>方法書の手続きにあたり、方法書の説明会を方法書の縦覧期間中に開催しているが、地域の営農者などから、事業の周知方法や環境影響評価の方法書の内容について関係者との十分な協議をした上で進めるべきだとの声が寄せられている。地域住民に配慮し、事業の周知と関係者とのコミュニケーションをはかる場を設けること。</p>